



理論編



1. 主権者教育とは何か

(1) 選挙権年齢の引下げに伴う動き

平成 27 年 6 月に公職選挙法の一部を改正する法律が成立・公布され、公職の選挙権を有する者の年齢が満 18 歳以上に引き下げられました。同法改正等により、高等学校段階の生徒の中にも選挙権を有する生徒が在籍することとなることを踏まえ、文部科学省では、平成 27 年 11 月に「主権者教育の推進に関する検討チーム」を設置し、平成 28 年 6 月には「最終まとめ～主権者として求められる力を育むために～」をまとめました。そこでは、主権者教育の目的を、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるのみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力を、発達の段階に応じて身に付けさせるものとしています。

(2) 中央教育審議会における審議

学習指導要領の改善方針について審議した中央教育審議会の答申（「幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」平成 28 年 12 月 21 日中央教育審議会 以下「答申」とする）では、議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもって政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、満 18 歳以上への選挙権年齢の引下げにより、小・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが重要であるとされました。

主権者教育については、政治に関わる主体として適切な判断を行うことができるようになることが求められており、広く国家・社会の形成者としていかに社会と向き合うか、例えば、経済に関わる主体（消費者等としての主体を含む）等として適切な生活を送ったり産業に関わったりして、社会と関わるができるようになることも前提となります。

答申では、こうした主権者として必要な資質・能力の具体的な内容として、国家・社会の基本原則となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力を挙げています。また、これらの力を教科等横断的な視点で育むことができるよう、関係する教科等における指導内容の充実を図る旨の指摘がなされました。

主権者教育で育成を目指す資質・能力

主権者教育で育成を目指す資質・能力を「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って整理すると、以下のようになると考えられる。

（知識・技能）

- ・ 現実社会の諸課題（政治、経済、法など）に関する現状や制度及び概念についての理解
- ・ 調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能

（思考力・判断力・表現力）

- ・ 現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力
- ・ 現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力

（学びに向かう力・人間性等）

- ・ 自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力

（「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」平成 28 年 12 月 21 日中央教育審議会 別紙 5）

なお、この整理を踏まえ、本指導資料では、主権者として求められる力を育成する教育を「主権者教育」とします。

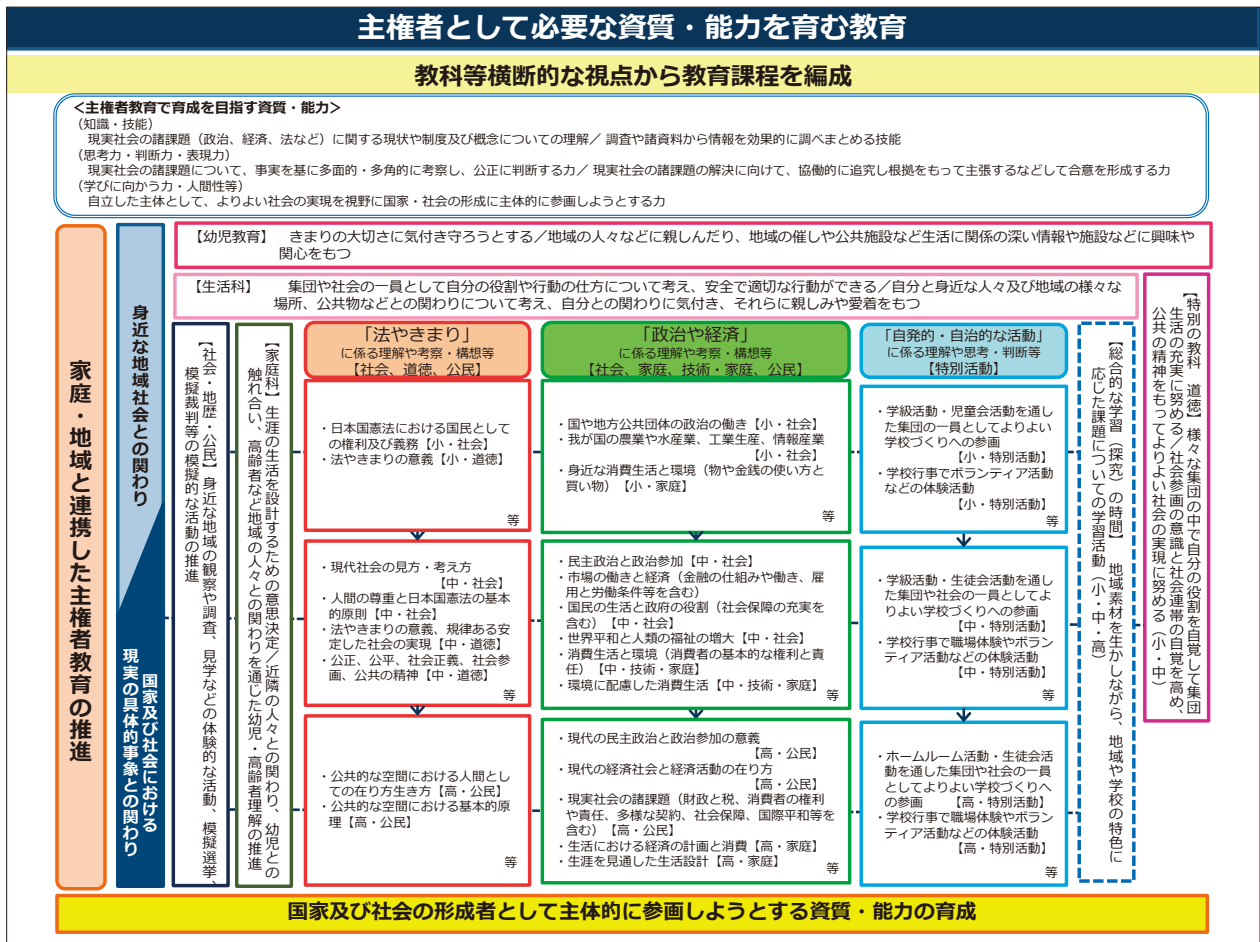
(3) 学習指導要領における主権者教育の位置付け

平成 29 年 3 月に告示された小学校及び中学校学習指導要領では、社会を生きるために必要な力である「生きる力」とは何かを、将来の予測が困難となっていく現在とこれからの社会の文脈の中で捉え直し、資質・能力として具体化して教育課程を通じて育むことを目指しています。

学習指導要領解説総則編においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つとして「主権者として求められる力」を挙げています。「生きる力」の育成という教育の目標を具体化していくに当たり、主権者として必要な資質・能力を、関係する教科等*の役割を明確にしながら、教科等横断的な視点で育んでいくためには、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図り、教科等間相互の連携を図っていくことが重要です。

※ 主権者として必要な資質・能力に関連する各教科等の主な内容については、小学校（中学校）学習指導要領解説総則編付録 6 において、社会科のほか、家庭科、特別の教科道徳、特別活動等の規定が掲げられている。

教育課程において、各教科等で何を教えるかという内容は重要ではありますが、各学校にはこれまで以上に、その内容を学ぶことを通じて「何ができるようになるか」を意識した指導が求められています。大切なのは、「この教科を学ぶことで何が身に付くのか」という、各教科等を学ぶ本質的な意義を明らかにしていくことに加えて、学びを教科等の縦割りにとどめるのではなく、教科等を越えた視点で教育課程を見渡して相互の連携を図り、教育課程全体としての効果が発揮できているかどうか、教科等間の関係性を深めることでより効果を発揮できる場面はどうか、といった検討・改善を各学校が行うことです。



（「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」平成 28 年 12 月 21 日中央教育審議会 別紙 5）を基に作成

2. 各学校における主権者教育の実施に当たって

(1) 教科等横断的な視点からの教育課程の編成

学習指導要領では「総則」において、次のように定めています。

4 各学校においては、児童や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

※小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）より（中学校学習指導要領にも同旨の規定がある。）

カリキュラム・マネジメントの目的は、学校の教育課程の改善を通して、教育活動の質の向上を実現していくことにあります。教育活動の質の向上とはつまり「授業の質の向上」であると考えれば、カリキュラム・マネジメントとは、各教科等の目標の実現によって、学校教育目標の実現につなげていくことにあると言えるでしょう。

学習指導要領の下、各学校においては、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の一つである主権者として求められる力を、教科等横断的な視点で育成していくためには、

- ・社会科や家庭科、特別の教科 道徳、特別活動や総合的な学習の時間等、関連する各教科等の内容を理解するとともに、

- ・教育課程の編成に当たって、関連する各教科等の内容を指導する時期や内容同士の関連付けを図るなどの工夫が必要となります。

各学校においては、各教科等で学ぶことを単に積み上げるのではなく、教育課程全体で児童生徒に主権者教育を通して何を育成するのか、身に付けておくべき力を踏まえて、その内容が当該の教科等における学年間の縦の系統の中でどんな位置付けにあり、また当該の学年における全ての教科等相互の横のつながりの中でどんな関連をもっているか、そのつながりを行き来しながら教育課程の全体像を構築していくことで、主権者として求められる力は育成されていくものと考えます。

(2) 主権者教育における各教科等の位置付けの理解

公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う等の観点から、学習指導要領の下、政治や社会などに係る諸課題に関心を持ち追究する中で、主権者として求められる力を、各学校段階における学びを通じて、あるいは家庭や地域における学びを通じて、児童生徒に確実に育成していくための方策を講じていくことが重要です。

本指導資料は、特に「社会科」と「特別活動」を取り上げます。

① 社会科

社会科では、社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、

- ・日本国憲法の基本的な考え方や、政治、経済等に関する知識
- ・社会的事象等について調べまとめる技能
- ・社会的事象について（多面的・）多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力
- ・思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力
- ・社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度などを養います。

「個人の尊厳」「民主主義」といった現実社会について判断する際に必要な概念を、多面的・多角的に考察したり、構想したりすること、社会的事象に関心を持ち続けること、情報発信者の意図などに留意して情報を収集す

ることなどは、主として社会科において育成され、主権者に必要不可欠な資質・能力といえるでしょう。

その際、教材については、児童生徒の実生活上の経験に結びつく身近なもの、見学や調査活動等を通して自分との関係を実感できるもの、さらに学習後も見つめ考え続けることができるものが大変効果的です。こうした教材による学習により、児童生徒は、自分と社会との関わりに気付き、社会の機能やその意義などについての認識を広げ、深めていきます。また、よりよい社会を主体的に構想する人々の努力により、よりよい社会が形成されていることに気付くことができる教材は、社会参画の意欲につながります。

小学校社会科から中学校社会科、さらには高等学校地理歴史科、公民科まで、発達の段階に配慮して、先にあげた資質・能力について、系統的に関係諸機関と連携するなど、教材や学習方法を工夫して育成することにより、他教科等における学びと相まって、よりよい社会の形成に参画しようとする「主権者として求められる力」を育むことができるのです。

② 特別活動

学級や学校は、児童生徒にとって一番身近な社会です。そうした点から、児童生徒の主体的な社会参画へとつながる主権者意識を醸成する上で、学級や学校の生活上の課題を見だし、課題を解決するために話し合い、多様な意見のよさを生かして合意形成を図ることができるようにすることが大切です。また、みんなで話し合っただけでなく、協力を合せて取り組んだり、自分のよさや可能性を發揮しながら活動に取り組んだりすること、活動や振り返りを通して互いのよさや頑張りに気付き、よりよい生活づくりに生かしたりすることで、児童生徒が自分と集団や社会との関係に気付くだけでなく、自分たちで、自らの集団や社会の生活をよりよいものにするのができた、という実感をもつことができるようになります。

特別活動における多様な集団活動に、児童生徒が自主的、実践的に取り組むことを通して、集団や社会における人間関係をよりよく形成する「人間関係形成」、自分たちの集団の生活上の課題解決に向けた自発的、自治的な関与である「社会参画」、さらにはなりたい自分やよりよい自分を目指し、目標をもって取り組む「自己実現」は、まさに社会の形成者である主権者に求められる資質・能力であると言えます。特に、児童生徒にとって一番身近な社会である学校生活の充実と向上を図ることを目指す、学級活動の内容（1）学級や学校における生活づくりへの参画や児童会活動、生徒会活動、クラブ活動、学校行事の勤労生産・奉仕の行事などの活動は、主権者としての意識を涵養する上で大変重要であり、これらの活動の充実を図ることが求められます。

小学校段階での自発的、自治的な活動の実践が、中学校、高等学校におけるよりよい実践へとつながり、自ら集団の生活や社会をよりよいものにしようとする主権者としての意識がより高まっていくのです。

なお、本指導資料では、社会科、特別活動を取り上げましたが、他教科や特別の教科 道徳、総合的な学習の時間にも活用することにより、一層豊かな学習活動を展開することが期待されることは言うまでもありません。

(3) 主権者教育の充実のための観点の理解

主権者教育で育成を目指す資質・能力は、現実社会の諸課題を扱う中で育まれるものであり、国家・社会の形成に主体的に参画しようとする態度に結びつくものです。

このため、指導に当たっては、次のような観点から学習活動を検討することが重要です。

- ・児童生徒が社会で起きている事柄（現実の社会的事象）に興味・関心をもつこと
- ・児童生徒が社会で起きている事柄（現実の社会的事象）に実感をもって思考を働かせること
- ・児童生徒が社会の形成に参画する基礎を培うこと
- ・児童生徒にとっての社会である学校生活の充実と向上に主体的に参画すること

※実践編においては、これらの視点を踏まえた指導のポイントが示されています。

(4) 学習活動の展開に当たって特に留意すべきこと

① 社会的事象の取扱い

主権者教育の推進の観点から、各学校においては、現実の社会的事象を取り扱い、児童生徒が実感をもって学べるようにすることが重要です。

小学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示）には次のとおり示されています。

児童の発達段階を考慮し、社会的事象については、児童の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、児童が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げるものがないよう留意すること。

※中学校学習指導要領にも同旨の規定がある。

社会的事象の捉え方は、それを捉える観点や立場によって異なることから、これらについて、一面的な見解を十分な配慮なく、取り上げた場合、ともすると恣意的な考えや判断に陥る恐れがあります。

このため、指導に当たっては、児童生徒の発達段階を考慮して、社会的事象を公正に判断できるよう配慮することが大切です。

② 学校における政治的中立の確保

現実の社会的事象の取り扱いに当たっては、学校における政治的中立に留意することが必要です。教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号）では、次のとおり規定されています。

（政治教育）

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

指導に当たっては、教育基本法第 14 条第 2 項で禁止されている「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育」とならないよう、十分留意することが必要です。

なお、学校における政治的中立性については、「私たちが拓く日本の未来－有権者として求められる力を身に付けるために－（高校生向け副教材）活用のための指導資料」の「学校における指導に関する Q & A」等において詳しく解説されております。

